書評

近藤　治著
ムガル朝インド史の研究

水島　司

本書は、既發表論文をもとに、一部補筆されてまとめられたものであり、全十二章と二つの別章、略年表などから構成される全五五〇餘ページの大册である。二〇〇一年に、京都大學文學部へ提出された學位請求論文のもとになった書でもある。

對象となっているムガル朝については、ムガル朝の樣々な側面（政治、經濟、社會、文化、美術、建築、思想、交易等々）に關して、近年相次いで研究が發表されている。この活況は、ムガル朝研究が、インドの近世から近代への移行の問題と關連づけられて論じられるようになった狀況とも連關している。いわゆる「十八世紀問題」と呼ばれる論爭である。はじめに、本書で行われている議論の位置づけを示すために、この論爭について簡單に紹介しておきたい。

ムガル朝研究は、從來、ムガル朝を確立した第三代皇帝アクバル時代（在位一五五六―一六〇五）の研究を中心としてきた。しかし、第六代皇帝アウラングゼーブ（在位一六五八―一七〇七）の死に象徵される十八世紀初めのムガル朝解體期から、十九世紀はじめのイギリスの植民地支配確立期にまたがる時期をどう理解するかに關し、この二十年前後に樣々な議論が提示されることになった。

從來、インドの十八世紀は「暗黑」の「衰微」した時代であり、イギリスの植民地支配はその衰退したインドを根本的に變えたのであり、したがって十八世紀は革命的な變化を遂げた「斷絕」の時代であるという解釋が通說であった。こうした解釋に對し、それを批判する研究者達――「修正學派」と呼ばれる――は、十八世紀にも持續的な發展があり、ムガル帝國は衰退したが、その發展はムガル帝國の解體と並行して登場する各地の「繼承國家」が引き繼いでいった、またイギリスの植民地支配も、インドをイギリス型の原理で置き換えて支配したのではなく、インド社會との「對話」あるいは「やりとり」によって融和的な支配を導いていったのだと主張した。いわば、「暗黑」に對して「發展」を、「斷絕」に對して「持續」を對置させ、十八世紀の解釋を一變させる議論であった。このような歷史研究の近年の事態は、インド史敍述の革命とさえ呼ばれることがある。

本書評との關連で重要なのは、この十八世紀問題の展開が、ムガル時代の理解の再考をも要請していったことである。例えば、持續性を主張する立場からは、そもそもムガル朝の支配は、畫一的な「壁から壁へ絨毯が敷かれている」ようなものではなく、もともと帝國の擴大によって包含されることになった地方の狀況に對應した混合的な「パッチワークの布」のようなものであり、(1) したがって、ムガル朝から繼承國家への移行の問題は、ムガル體制の下での中央と地方との關係の性格を持續させたものであったと

言うことになる。こうした見方からすれば、ムガル體制を支える典型的な制度とされるジャーギール（知行地）制やマンサブダーリー（位階）制についても、その實態は多様であり、制度の理念を實態にそのままあてはめるわけにはいかないのであり、中央と地方との關係の實態に卽した再考が求められることになった。

このようなムガル體制の畫一性への疑問に加えて、十八世紀のムガル體制の變化を崩壞とみなすか發展とみなすかに關し、視點をどこに置くかが問題となった。從來の崩壞說は、農業生產と地稅徵收體制の分析に主眼を置き、ムガル朝による地稅徵收の強化が農民の反亂やジャーギールダールとザミンダールとの協力關係の破壞を招き、ひいてはムガル體制の崩壞を導いたと解釋してきた（後述するように、近藤氏の議論はこれに近い）。それに對し、發展を重視する研究は、農業體制よりはむしろ商業交易活動に着目し、地方の地域社會における商業化と現金經濟の發展が地域政治の活性化を促したと主張し、地域における商業交易活動とその擔い手の活動、地域市場の發展に注目した。地稅徵收體制に關しても、ムガル朝の軍事財政構造の中で徵稅を擔う樣々な出自の「中間者」の擡頭に注目し、これら「中間者」は、ムガル國家と社會の中間に位置する存在であり、商人、徵稅請負人、軍人、知識人など樣々な階層の出身者（「無任所資本家」portfolio capitalist という用語が使われる）で、彼らが政治化し、地方政治權力と提携したことが、ムガル朝の崩壞に反比例して擡頭する繼承國家と結びついたと說明される。[2]

以上のような議論に加え、本書評とは直接關係がないのでここでは省略するが、イギリス植民地支配の始期を一七五七年のプラッシー後の時期に置き、その前後の時期に「斷絕」を見出すか、むしろイギリスの植民地支配體制が確立する一八二〇—三〇年代まで始期を延ばすかどうか、植民地支配の意味を、インド社會を根本的に改變していったものか、それともインド社會とのやりとりの中から成立していったものか、などについても多くの議論が出されている。いずれにせよ、ムガル朝研究が、十八世紀を架け橋にして、より幅のある時代の流れの中に位置づけられ、新たな議論の對象とされてきていることをはじめに確認しておこう。

それでは、本書の內容をみていく。

第一章から三章までは、皇帝と農民、およびその中間に位置する階層について論じた部分である。第一章「アクバル時代のインド觀」と第二章「アブル・ファズルの皇帝觀」では、ムガル朝の重要な史料である『アクバル・ナーマ』および『アクバル會典（アーイーニ・アクバリー）』の著者として知られるアブル・ファズルのインド觀と皇帝觀が取りあげられる。第一章では、まず、インドの地理的特徵、インド人の德性、その信仰、特にヒンドゥー敎の特徵、ヒンドゥー社會の閉鎖性、風習、資源などについての記述內容が分析される。そこでは、インドのもつ缺點がアクバル皇帝によって大きく改善され、廣大で多樣な大帝國の統治も、神によって賦與された最高知、能力を皇帝が備え、父長として分け隔てなく人民を保護するという皇帝權によって可能なのであり、皇帝アクバルは、それを體現しているのだというアブル・ファズルの主張の特徵が摘出されている。續く第二章では、このようなアブル・ファズルの皇帝觀が、近世的獨裁君主論としての特徵をもつものであるとし、上の二著を詳しく分析している。そして、

そこから、皇帝アクバルが宗教上も至上性を獲得し、崇拝の對象となっていったこの時期の思想狀況を示唆している。

このように、最初の二つの章で、帝國をまとめ上げる上での皇帝の機能を考察したあと、第三章「ムガル朝時代における土地制度の變遷」では、二つの敕令を史料として、土地制度の變遷と、皇帝から農民に至る社會階層の問題が論じられる。本書の一つの大きな柱になっている章であるので、多少詳しく紹介しておこう。それによれば、稅査定の方式として、アクバル時代には丈量法が實施されていたが、アウラングゼーブ時代になると定額地租または刈分地租が實施されるようになっていた。また、査定された地租の徵收方法に關しても、アクバル時代には個々の農民から徵稅官によって直接徵收されていたが、アウラングゼーブ時代になると、村落や郡を單位にして徵收されることが一般化した。この課稅・徵稅業務に携わる收稅官は、郡長や郡書記、村長や村書記などの農民代表の協力を得てその職務を行ったが、その過程でそれらの農民代表は特權的な性格を持つようになっていった。

他方、農民がどのような權利をもち、あるいはどのような義務を持っていたかが問題であるが、それについては、以下の檢討が加えられる。すなわち、敕令の注釋家が、土地の所有權は國王にあり、耕作農民は土地からの生產物の所有者に過ぎないと解釋しているのに對して、著者は、同じ敕令の中に、當時の農民が土地の賣買や相續、抵當化の權利をもち、用役權を持っていたことが示されているとし、實質的な私的所有權が存在したとする。農民の義務は地租支拂いであるが、極めて高率の地租を、國家が強制力を用いて農民から徵收していた。國家の施策は農民の土地への緊縛を意味するものであり、したがって、この時期の農民の性格は、土地を耕作する占有權を持った土地占有者であり、土地に緊縛された國家的隷屬農民、隷農であったと性格づけている。

このように農民を性格づけたのち、著者は、中間介在者の問題を論ずる。それによれば、國家（皇帝）も農民も排他的な眞の私的土地所有者ではなく、兩者の間に、領地保有者やザミンダールなどの中間介在者が重層的に存在した。それら中間介在者も土地に對して一定の權限を有しており、したがって、土地の重層的保有關係が存在していた。

こうして、農民と皇帝、およびその中間にある中間介在者という構造を指摘した後に、著者は、この中間介在者の中から有力者が獨立を確保していく過程でムガル朝國家は解體していくと論ずるのであるが、この場合、中間介在者の成長の理由は、丈量法から定額地租制や刈分地租制への移行と結びつけて解釋されることになる。すなわち、村落への一括賦課が行われるようになる中で、徵稅に關わる中間介在者達が、その地位を利用して地租に加えて自らの利害のために農民からの追加搾取を強化した。その結果、一部の中間介在者は獨立して上級權力者的な存在となる傾向が強まる一方で、農民層の間でも階層分化が進み、一部の農民の有力化と廣範な農民の零落化が生じた。そして、農民の一部は集團的な逃散や反亂という形で抵抗を強め、アウラングゼーブの治世以降のムガル朝の分解へと結びついていったという解釋である。

以上のように、第三章では、ムガル朝の解體が、もっぱら地租徵收體制との連關で理解されており、先の十八世紀問題との關連で言えば、同じく中間介在者というカテゴリーが立てられている

ものの、いわゆる發展派の「中間者」の場合は、「無任所資本家」とカテゴライズされる商人、徵稅請負人、軍人、知識人などの様々な階層の出身者を含む概念であったが、ここでの中間介在者の場合は、基本的に地租徵收體制に關わる階層ととらえられていることが特徵である。

著者は、しかしながら、ムガル期の變動を、地租徵收體制の文脈からのみ捉えようとしているわけではない。續く第四章から第八章までで、地租徵收體制と連關する商工業の展開や、交易を中心としたムガル朝と外の世界との關係を、様々な旅行記を中心とする各種史料をもとに論じている。いずれも、ムガル朝全體を對象とはしているが、地域的に特に注目されているのはグジャラートである。簡單に、その內容をみておこう。

第四章「ムガル朝時代における商工業の展開」は、首都アーグラをめぐる商取引、交通運輸の狀況、綿業の中心地グジャラートでの生產の實態、港町スーラトでの外國交易の様子などが描かれている章である。そこから、著者はムガル朝インドの商工業の高度な展開を確認し、それがムガル朝の貢祖徵收體制の限界を超えていた可能性をも考慮している。しかし、そうした事態がどの程度一般化していたかについての判斷はかなり愼重である。それに關して、ムガル期の商業經濟の發展が、なぜさらに社會發展を推進させることにはならなかったのかとの設問を立ててはいるが、幾つかの說を紹介するに留まり、自身の結論については同様に愼重である。

第五章「ムガル朝權力と豪商」では、グジャラート地方の一人の大商人が例にとりあげられ、ムガル朝關係者との金融取引をはじめとする様々な活動の實態が詳しく紹介されている。第六章「ムガル朝時代の國內交易路」では、國內の交易路の事情とその變化が、古代から、デリー・サルタナット期、ムガル朝、十八世紀後半の順に敍述され、第七章「ムガル朝時代のインド洋と日本」は、さらにインド洋に考察の對象を擴げ、特に日本との關係を論じている。そこでは、十六―十七世紀に活發化する日本人商人達の東南アジアへの進出と、それら東南アジア諸港で活躍したグジャラート商人の活動、さらにオランダやイギリスなどの東インド會社や中國商人達が日本とインドの間を結んだ貿易の様相が描かれている。第八章「オーヴィングトンのスーラト訪問と喫茶擁護論」は、十七世紀末にグジャラートのスーラトに二年半の間滯在し、滯在記を出版したイギリス人牧師による『茶の屬性と特質に關する小論』を全譯した章である。著者は、イギリスが十八世紀に茶の輸入を急增させていくひとつの要因として、スーラトを中繼する中國茶貿易への知識を背景として記述された同書が何らかの役割を果たした可能性を示唆している。

第九章と第十章は、再びムガル朝支配の分析に戻り、宗教問題、特に少數派としてのイスラームと多數派であるヒンドゥーとの關係を論じている。第九章「ムガル朝時代の宗教と文化」では、ムガル朝インドと西方イスラーム諸國家との關係、インド國內におけるイスラームの諸宗派やヒンドゥー教徒との關係、および、それらの關係の中で生みだされたインド・イスラーム文化の特色を論じた章である。そこではまず、アクバルによるムガル朝の皇帝權に關わる宣言（一五七九年）が取りあげられている。この宣言は、ムガル朝皇帝がカリフの權能を持ち、サファヴィー朝をはじ

めとするイスラーム世界に對してもムガル皇帝が獨立した地位にあることを宣言したものであるだけではなく、國内のウラマー層に對しても皇帝の宗教的權威を決定づけ、皇帝が聖俗兩方での最高權威者であるとする體制を確立しようとするものであり、アクバルは、この宣言に反發する大きな反亂を鎮壓し、安定した獨裁君主權を確立した。こうした議論に續いて、著者は、ムガル朝支配下でヒンドゥー教徒をどのように扱うかについては、ヒンドゥー教徒に對して嚴しく對處する正統派と、イスラーム勢力が少數派であるという現實から宥和的な對應を行うアクバルに代表される折衷主義との二つの潮流が宮廷の勢力爭いとして現出するようになるとし、その具體的事例としてシャージャハーン帝（在位一六二八―五八）の皇子であるダーラー・シュコーとアウラングゼーブの對立をひいている。この爭いに勝利した正統派のアウラングゼーブ帝は、非ムスリムへの人頭稅復活などの施策によって、ヒンドゥー教徒達の離反を促しただけに留まらず、嚴格なスンナ派ムスリムであったがために、デカン地方のシーア派イスラーム王國を併合する擧に出た。その結果、ムガル朝はヒンドゥーのマラーター王國と直接的に對立することになり、結局ムガル帝國の弱體化を導いたということである。このように、ムガル朝解體の一因として、アウラングゼーブに代表される正統派イスラーム勢力の宗教的姿勢があったとの解釋がここでは示されている。なお、章の最後に、インド・イスラーム文化の發達が普遍的イスラームのインド的定形化の過程であり、種々の緊張への對應化の過程でもあったこと、そこでは神祕主義思想が大きな役割を果たしたこと、兩文化の融合の例として建築があり、獨自の建築樣式としてムガル建築が發展したこと、同樣な融合の例としてウルドゥー語があることなども論じられている。

第十章「ムガル朝權力とパンジャーブの地方的宗教」では、イスラーム國家であるムガル朝が、壓倒的多數のヒンドゥー教徒、とくに宗教關係者に對してどのような姿勢を示したかが檢討されている。取りあげられている事例は、パンジャーブ地方にあったシヴァ派、ヴィシュヌ派それぞれの修道場に關する史料である。そこから、これらヒンドゥーの修道場が、恩賞地（イナーム）を受けて稅や課徵金の免除を受ける代わりに、イスラームであるムガル國家の永續のために專心祈禱することを期待されるという關係が見出され、ムガル權力によってヒンドゥー教の宗教關係者が、民衆把握の裝置としての役割を期待されていたという事情が指摘されている。

第十一章「ムガル朝時代の文書行政」は、ムガル朝の支配方式が文書主義と言えるような大量の文書にもとづく支配であったことを、敕令文書のありかたの分析によって示そうとした章である。『アクバル會典』を史料として、皇室、軍、財務、宗教というムガル朝の官僚體制の部門構成にはじまり、敕令發給までのプロセス、敕令の二形態、形式などについて詳しい分析がされた後に、敕令の具體例が幾つか紹介されている。

第十二章「バーブル時代研究の新しい到達點――閒野英二『バーブル・ナーマの研究』Ⅲ（譯注）に則して」は、題名通り、閒野氏の譯書の書評であり、特にここで紹介する必要はないであろう。

以上十二の章に加え、別章一「アクバル箴言集」と別章二「ム

ガル朝インド史の史料文獻」があるが、前者は『アクバル會典』に收められている箴言集の全譯であり、後者はムガル朝インド史研究の手引きとも言える史料・文獻解題である。なお、卷末には、通常の索引、參考文獻リストに加えて、用語一覽、略年表・系圖が附されている。

以上が、本書の主な內容と構成である。以下、十八世紀問題の議論を踏まえて、內容に若干の檢討を加えたい。まず、構成を見渡しただけでも明らかになるように、本書では、時期的にはムガル朝インドの最初期であるバーブル期からアウラングゼーブ期までを、空間的にはグジャラートを中心に、ムガル朝インドだけではなく、イスラーム世界はもとより、インド洋から日本にいたる地域を、またイシューとしては、皇帝から中間階層、農民、商人などの樣々な社會層、地租徵收機構にまつわる統治方式、商工業活動の實態、陸上・海上交通の變遷、宗教政策、さらには研究者のための史料案內まで、實に廣範な分野にわたる分析が行われている。他の分野に較べて研究者層の極めて薄い我が國でのムガル朝研究の狀況下で、一次史料を基にこれまでの研究をリードしてきた著者の長年の研鑽とその成果に對し、あらためて敬意と祝意を示したい。もちろん、評者の役割は本書の書評であり、幾つか問題と感じた點について、以下に指摘したい。

第一に、そうした長年の成果ではあるが、著者の議論はあくまで禁欲的であり、基本的には史實の積み上げを中心としたものであって、何らかの結論を導こうとする姿勢が弱いように感じられる。それは、多分に、現研究段階での實證作業の不足や史料のあり方に因るものではあるが、しかし、限られた實證からではあっても、これまでの研究史を紹介するだけではなく、現研究段階で何らかのムガル朝インドの性格を結論的に提示し、著者自身の議論が從來の研究史の中でどのように位置づけられるかを明示的に提示するという方法もあろう。充分な實證レベルに達しないまま論爭に明け暮れるという狀況も確かに問題ではあるが、果てしのない實證のそれぞれの段階で、敢えて論爭を挑み、それによって共通の問題を見出していくという方向も重要な意義があるのではないかと評者は考える。

第二に、これも第一の點と關わるが、皇帝論からはじまり、農民の狀況や、商工業關係者にそれぞれ考察を加えるなど、確かに廣い問題領域に渡って考察がなされ、それぞれの章は、それなりに次の章に連關して議論が進むのであるが、言うなれば數珠繋ぎ的な議論の流れになっており、全體の構造連關が明示されていない。結論にあたる章を立て、その中で、例えば、皇帝觀、徵稅制度、中間介在者、商業從事者、海外交易、宗教政策などの分析を經て、ムガル支配の性格とその變化をどのように理解すべきなのかについて、近年の研究史との關連で議論が必要ではなかったか。例えば、十八世紀問題と直接關連する問題としては、著者の議論は、基本的には地租徵收機構における農民への稅要求の苛酷さと、それに對抗する農民の反抗にムガル朝崩壞の契機を見出すイルファン・ハビーブ氏の議論に近いものであるが、いわゆる修正學派の議論が出てきた今日の時點で、どのような見解を有されているのだろうか。商人の事例研究が含まれているが、この事例研究では、ムガル朝の對ジャイナ教徒政策との連關から主に議論されているものの、十八世紀における「發展」を擔うとされる修正學派

のいうところの重要な概念である「中間者」との關係では、この事例にあるような商人はどのような位置にあるのだろうか。さらに、ムガル支配の畫一的支配の實態に關して多くの疑問が出されている現在、グジャラート地域の事例はどのような意味を持ちうるのか。極めて整然とした方式に目に映る文書行政の實態は、こうした議論に對してどのような事例として位置づけうるのだろうか。

第三に、アブル・ファズルの皇帝觀が、近世的獨裁君主像であって、彼の仕えるアクバルがその具體的な姿であるとする點について。假にアクバルが人々の間の「普遍的和解」を圖り、社會的にも宗教的にも様々な階層や集團に分かれて對立する人々が皇帝のもとに和解して平安に暮らすことが目指され、その意味で近世的獨裁君主と性格附けられたとしても、宗派的對立の中で覇權を握り、自己の宗派色の濃い政策を行ったアウラングゼーブ帝には、果たしてこの概念を當てはめることが出來るのだろうか。近世的獨裁君主という概念を重視するのであれば、そのフレームで、ムガル朝期全體の動きを整理する必要があったのではないだろうか。

以上のように、本書では、様々な事象から導かれる結論部分については愼重な態度が貫かれているため、論爭史的な興味を抱いている讀者にとっては多少不滿が殘るであろう。他方、ムガル朝インドの多様な姿を、多くの一次史料を通して自ら考えてみたいという讀者にとっては、これほどサーヴィス精神に溢れた書はない。卷末の懇切丁寧な史料・文獻解題に象徴的に示されているように、自身の議論の性急な理論化、結論化を敢えて避け、後進の研究者に多くの研究の手がかりを殘すことを第一の目的とした觀すらある。ムガル朝史研究の今後の發展を強く願う著者の期待が、おそらく本書のこのような構成と內容として現れたのであろう。こうした著者の期待に應え、この書を手がかりにして、近藤氏に續く若い世代の多くの研究者が、世界のイスラーム人口の大きな割合を占めるインド亞大陸のイスラーム王朝の歷史に本格的に取り組み始めることを期待する。

註

（1） Muzaffar Alam and Sanjay Subrahmanyam, *The Mughal State 1526-1750*, Delhi, 1998, p.57.

（2） 從來の見解を主張する議論とそれらを批判する議論については、さしあたり次の論文集を參考にされたい。
Seema Alavi (ed.), *The Eighteenth Century in India*, Oxford University Press, Delhi, 2002.
P. J. Marshall (ed.), *The Eighteenth Century in Indian History: Evolution or Revolution?* Oxford University Press, Delhi, 2003.

二〇〇三年二月一五日　京都　京都大學學術出版會
A五判　V＋五五四頁　一〇〇〇〇圓